

＜別表：学校園において予防すべき感染症の種類と出席停止の期間の基準＞

学校保健安全法施行規則第 18 条、19 条

種	病名	出席停止の期間の基準
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 7 項から第 9 項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第 1 種の感染症とみなす。
第 2 種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザは除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日(幼児にあっては 3 日)を経過するまで。 (発症日は 0 日と数える。)
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快(※)して後 1 日を経過するまで。 無症状の場合は、検体採取日から 5 日を経過するまで。(発症日は 0 日と数える。)
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで。
	風疹	発疹が消失するまで。
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで。
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	第 3 種と同じ扱い。
第 3 種	腸管出血性大腸菌感染症、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	結核及び第 3 種の感染症にかかった者については、病状により学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

◎出席停止の期間は、感染症の種類に応じて基準が定められていますが、症状には個人差がありますので、医師の診断に基づいて登校するようにご注意ください。

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることです。